




介護保険

介護保険

名称	説明	問い合わせ										
介護保険のしくみ 	介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支え合う制度です。 介護保険制度は、新宿区が保険者となって運営します。財源は、公費50%、保険料50%で構成され、40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担します。介護保険サービスを利用するときは、要介護認定の申請をし、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(所得に応じて1割～3割)を支払って介護保険サービスを利用できる仕組みになっています。	介護保険課推進係 TEL 5273-4596 FAX 3209-6010										
被保険者(加入者) 	介護保険に加入するのは区内にお住まいの65歳以上の方(第1号被保険者)と医療保険に加入している40歳～64歳の方(第2号被保険者)です。65歳以上の方全員と、40歳～64歳の方で要介護(要支援)認定を受けた方に、介護保険被保険者証を交付します。	介護保険課資格係 TEL 5273-4597 FAX 3209-6010										
 介護保険住所地特例 	介護保険の被保険者が、他の区市町村にある特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の住所地特例対象施設に入所し、施設所在地に住所を変更した場合、引き続き変更前の区市町村の被保険者になります。	介護保険課資格係 TEL 5273-4597 FAX 3209-6010										
保険料 → P103 												
保険料の減免 	災害等により、財産に著しい損害を受けたときや、事業の休廃止・失業等により主たる生計維持者の収入が著しく減少し納付が困難になったときは、事由発生から6か月以内に申請した場合、保険料が減免されることがあります。詳しくは、介護保険課資格係へご相談ください。	介護保険課資格係 TEL 5273-4597 FAX 3209-6010										
 要介護(要支援)認定※区内転居は手続き不要 → P103・104 												
介護保険サービスの種類 	<p>○要介護1～5の方が利用できるサービス</p> <table border="1"> <tr> <td>居宅サービス</td> <td>訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修</td> </tr> <tr> <td>施設サービス</td> <td>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(原則要介護3～5の方のみ))、介護老人保健施設、介護医療院</td> </tr> <tr> <td>地域密着型サービス</td> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護(小規模デイサービス)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則要介護3～5の方のみ)、看護小規模多機能型居宅介護</td> </tr> </table> <p>○要支援1・2の方が利用できるサービス</p> <table border="1"> <tr> <td>居宅サービス</td> <td>介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)</td> </tr> <tr> <td>地域密着型サービス</td> <td>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム、要支援2の方のみ)</td> </tr> </table>	居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修	施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(原則要介護3～5の方のみ))、介護老人保健施設、介護医療院	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護(小規模デイサービス)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則要介護3～5の方のみ)、看護小規模多機能型居宅介護	居宅サービス	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム、要支援2の方のみ)	介護保険課給付係 TEL 5273-4176 FAX 3209-6010
居宅サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修											
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(原則要介護3～5の方のみ))、介護老人保健施設、介護医療院											
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護(小規模デイサービス)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則要介護3～5の方のみ)、看護小規模多機能型居宅介護											
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)											
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム、要支援2の方のみ)											



<p>介護予防・生活支援サービス事業</p> 	<p>介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス）は、要支援1・2の認定を受けている方か、高齢者総合相談センターが実施する基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方が利用できるサービスです。</p>	<p>地域包括ケア推進課 介護予防係 TEL 5273-4568 FAX 6205-5083</p>
<p>利用者負担額の軽減等</p> <p>→ P104</p> 		
<p>住宅設備改修等（介護保険外サービス）</p> <p>→ P104</p> 		
<p>介護保険サービスの苦情</p> 	<p>介護保険サービスの利用に関して、サービス事業者との間で問題が起きた際に、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者やサービス事業者へ申し出しにくい場合や、申し出をしたのに改善されない場合などは、介護保険課給付係にご相談ください。事実関係を確認し、必要に応じてサービス事業者との調整等を行います。</p>	<p>介護保険課給付係 TEL 5273-3497 FAX 3209-6010</p>

介護保険

保険料

問 介護保険課資格係 TEL 5273-4597
FAX 3209-6010

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

介護保険料は、健康保険料とは別に新宿区に納めていただきます。65歳になられた方へ、介護保険料納入通知書をお送りします。

保険料の基準額は、新宿区における介護保険サービスの総費用に応じて決まります。保険料は、その基準額を基に所得などの状況によって段階ごとに決められ、3年に1度改定されます。

- 保険料の納め方
 - ◎ 特別徴収の方（高齢・退職年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受け取っている方）
年金から差し引かれます。
 - ◎ 普通徴収の方（特別徴収以外の方）
納付書で納めます。口座振替もできます。
- 保険料を滞納すると
保険料の滞納が続くと、未納期間に応じ、介護保険サービスを利用するとき、サービスに要した費用をいったん全額自己負担して利用するなどの、給付に制限を受ける場合があります。
また、延滞金が加算されたり差押え等の滞納処分を受ける場合があります。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

- 国民健康保険に加入している方
介護保険料は、国民健康保険料と合わせて納めます。保険料の算定方法や納め方については、医療保険年金課へお問い合わせください。
- 職場の健康保険に加入している方
介護保険料は、加入している健康保険の保険料と合わせて納めます。保険料の算定方法や納め方については、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

よくある質問



要介護認定の申請で、本人が区役所に行けない場合は



居宅介護支援事業所や介護保険施設などが申請代行することができます（問 介護保険課認定第一係）

要介護（要支援）認定

※ 区内転居は手続き不要

問 介護保険課認定第一係 TEL 5273-3643
介護保険課認定第二係 TEL 5273-4255
FAX 3209-6010

介護保険サービスを利用するためには、介護（支援）が必要であると認定されなければなりません。

※ただし、介護予防・生活支援サービス事業（上記）については、認定を受けなくても利用可能なものがあります。

要介護（要支援）認定の申請ができる方

- 65歳以上の方（第1号被保険者）で加齢に伴い日常生活を送るために介護や支援が必要な方
- 40歳～64歳で医療保険に加入している方（第2号被保険者）で加齢に伴う病気（下記の特定疾病）が原因で日常生活を送るために介護や支援が必要な方
認定調査と主治医意見書に基づき審査し、要介護度（介護保険サービスの必要度）が決まります。

〈特定疾病〉

(1)がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）(2)関節リウマチ(3)筋萎縮性側索硬化症(4)後縦靭帯骨化症(5)骨折を伴う骨粗しょう症(6)初老期における認知症(7)進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(8)脊髄小脳変性症(9)脊柱管狭窄症(10)早老症(11)多系統萎縮症(12)糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症(13)脳血管疾患(14)閉塞性動脈硬化症(15)慢性閉塞性肺疾患(16)両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



○ 新しく新宿区民となる方

要介護(要支援)認定を受けている方は、転入日から14日以内に要介護(要支援)認定の申請をしてください。申請の際、前住所地から受給資格証明書を交付された場合はご持参ください。

○ 新宿区から転出する方

要介護(要支援)認定を受けている方は、新宿区が交付した受給資格証明書を転出先の区市町村に転入日から14日以内に提出し、要介護(要支援)認定の申請をください。なお、受給資格証明書を紛失等、お持ちでない場合は、転出先の区市町村にご相談ください。

利用者負担額の軽減等

問 介護保険課給付係 TEL 5273-4176
FAX 3209-6010

○ 施設サービス・短期入所サービスの負担の減額

対象 本人を含む世帯全員と配偶者が住民税非課税で、資産が一定額以下の方

内容 施設サービス・短期入所サービスの居住費・食費の負担を申請により減額します。

○ 住民税課税世帯に対する特例減額

高齢の夫婦等で一方または両方が施設に入所したときに、生活が困難にならないよう、一定の条件を満たす場合は居住費・食費の負担を申請により減額します。

○ 利用者負担額の減免

災害等により、支払いが困難なとき、介護保険サービスの利用者負担額を減免できる場合があります。

○ 介護保険サービスの利用者負担額の軽減

対象 世帯全員が住民税非課税で、一定の条件を満たす方

内容 申請により介護保険サービスの利用者負担額を減額します。

※区等に減免制度の実施を届け出た事業所が提供するサービスが対象

○ 高額介護サービス費の支給

介護サービスの利用者負担額の合計が高額になった場合に、上限額を超えた金額を申請により支給します。所得によって、上限額が異なります。

○ 高額医療合算介護サービス費の支給

医療保険と介護保険の両方のサービスを受けた世帯の利用者負担額の合計が、医療・介護合算限度額(所得・年齢によって異なる)を超えた場合に支給します。

○ 通所系サービスの食事費用の減額

対象 世帯全員が住民税非課税の方等

内容 区内の通所系サービス利用時の食事費用を申請により減額します。

※区に減額制度の実施を届け出た区内の事業所が提供するサービスが対象

住宅設備改修等 (介護保険外サービス)

問 介護保険課給付係 TEL 5273-4176
FAX 3209-6010

65歳以上で日常動作に困難があり、次の条件に該当する方に、住宅改修等の費用の一部を助成します。改修工事・購入を行う前の申請が必要です。

○ 住宅設備改修

対象 介護保険の要介護認定が「要支援」または「要介護」の方で、介護保険の同種類の給付を受けておらず、既存設備の使用が困難である方

内容 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え(車いすの方)、和式便器から洋式便器への取替え

○ 自立支援住宅改修

対象 介護保険の要介護認定が「非該当」の方

内容 手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え等

○ 自立支援日常生活用具支給

対象 介護保険の要介護認定が「非該当」の方

内容 腰掛便座(ポータブルトイレは除く)、スロープ、歩行支援用具(含シルバーカー)、入浴補助用具